

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

顧問先をはじめとした取引のある中小企業に対する連携を図っていきます。

- 後継者不足に悩む中小企業の事業承継の支援
- 代表者の法人に対する売掛金の処理や退職金の活用により、相続税の対策を行う
- 親事業者等から不当な要求を受けている下請事業者に対して適切なリーガルサービスを提供し、小規模事業者の権利利益を守る。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①費用の決定方法

不合理な報酬、顧問料及びその他費用を請求しません。報酬額・顧問料等の費用については、あらかじめ十分に説明をし、疑問点が十分に解消された時点で委任契約を締結します。また、適宜、費用の概算や見込みを適切に説明し、情報の共有に努めます。

②支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③労働法令の遵守

働き改革法令その他労働法令を遵守するように社内体制を構築するとともに、顧問先含め取引先の企業が労働法令を遵守するように適切にアドバイスを行います。

④知的財産

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

顧問先等に対して、知的財産全般に関するアドバイスを適宜行い、知的財産取引に伴うリスクを回避させます。

3. その他（任意記載）

下請事業者をはじめとした中小企業の権利利益を守るために、広く顧問サービスの普及に努めたいと思います。

令和5年2月6日

難波みなみ法律事務所

企 業 名

代表弁護士 南 宜孝

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。